

# 宿泊約款

## 第1条：適用範囲

1. 当旅館が、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当旅館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

## 第2条：宿泊契約の申込み

1. 当旅館に、宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
  - 1) 宿泊者名
  - 2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - 3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
  - 4) その他当旅館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当旅館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

## 第3条：宿泊契約の成立等

1. 宿泊契約は、当旅館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当旅館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を越えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当旅館が定める申込金を、当旅館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当旅館が指定した日までお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当旅館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## 第4条：申込金お支払いを要しないこととする特約

1. 前条第2項の規定にかかわらず、当旅館は、契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当旅館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

## 第5条：宿泊契約終結の拒否

1. 当旅館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - 1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
  - 2) 満室により客室の余裕がないとき。
  - 3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をしておそれがあると認められるとき。
  - 4) 宿泊しようとする者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団及び指定暴力団員等（以下「暴力団」および「暴力団員」とする）又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
  - 5) 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
  - 6) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうち暴力団員に該当する者がいるとき。
  - 7) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - 8) 宿泊しようとする者が宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行いあるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またかつて、同様な行為を行ったと認められるとき。
  - 9) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- 11) 鹿児島県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

## 第6条：宿泊客の契約解除権

1. 宿泊客は、当旅館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当旅館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当旅館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当旅館が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当旅館が宿泊客に告知したときに限ります。
3. 当旅館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

## 第7条：当旅館の契約解除権

1. 当旅館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
    - 1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、法の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
    - 2) 宿泊客が伝染病であると明らかに認められるとき。
    - 3) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
    - 4) 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。
    - 5) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による指定暴力団および指定暴力団員等（以下「暴力団」および「暴力団員」とする）又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
    - 6) 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体であるとき。
    - 7) 法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
    - 8) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
    - 9) 宿泊施設もしくは宿泊施設職員（従業員）に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様な行為を行ったと認められるとき。
  - 10) 当旅館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
  - 11) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当旅館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当旅館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 第8条：宿泊の登録

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当旅館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - 1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - 2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
  - 3) 出発日及び出発予定時刻
  - 4) その他当旅館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 第9条：客室の使用時間

1. 宿泊客が問う旅館の客室を使用できる時間は、午後4時から翌日の午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当旅館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
  - 1) 超過1時間あたり、ご宿泊人数毎にお部屋料金の10%

## 第10条：利用規則の厳守

1. 宿泊客は、当旅館内においては、当旅館が定めた旅館内に提示した利用規則に従っていただきます。

## 第11条：営業時間

1. 当旅館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の提示、客室内のサービスディクトリー等でご案内いたします。
  - 1) フロント・キャッシャー等サービス時間：午前7時から午後10時まで
    - イ) 門限
    - ロ) フロントサービス
  - 2) 飲食等（施設）サービス時間：
    - イ) 朝食：午前7時から午前9時まで
    - ロ) 昼食：午前11時30分から午後3時まで
    - ハ) 夕食：午後6時から午後9時まで
  - 3) 附帯施設サービス時間：
    - イ) 大浴場：午後0時から午前零時（24：00）まで  
翌午前6時から午前10時まで
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

## 第12条：料金の支払い

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算出方法は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当旅館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当旅館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当旅館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 第13条：当旅館の責任

1. 当旅館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当旅館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当旅館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 第14条：契約した客室の提供ができなかったときの取扱い

1. 当旅館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当旅館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の保障料を宿泊客に支払い、その保障料は損が賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当旅館の責めに帰すべき事由がないときは、保障料を支払いません。

## 第15条：寄託物などの取り扱い

1. 宿泊者がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の障害が生じたときときは、それが不可抗力である場合を除き、当旅館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、30万円を限度として当旅館はその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当旅館内にお持ちになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当旅館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当旅館は、その障害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当旅館に故意又は重大な過失がある場合を除き10万円を限度としてその損害を賠償します。

## 第16条：宿泊の手荷物又は携帯品の保管

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当旅館に到着した場合は、その到着前に当旅館が了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当旅館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当旅館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発券日を含め7日間保管し、その後最寄の警察署に届けます。
3. 前3項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当旅館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

## 第17条：駐車場の責任

1. 宿泊客が当旅館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当旅館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当旅館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。なお、駐車場に関する事項は、当旅館が定めた別途、駐車場管理規定に従っていただきます。

## 第18条：宿泊客の責任

1. 宿泊者の故意又は過失により当旅館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当旅館に対し、その損害を賠償していただきます。

## お飲み物の持ち込み料について

飲食物（お酒・ソフトドリンクを含む）につきましては、館外からのお**持ち込み**は保健衛生管理面もあり、堅くお断りしてございますが、やむおえずお持ち込みされる場合は持ち込み料をいただきます。

缶飲料・ソフトドリンク

持ち込み料 ……………2,000円（税別）

焼酎・ワイン・日本酒

1升……………6,000円（税別）

4合・5合……………3,000円（税別）

シャンパン・ワイン・焼酎・日本酒については、銘柄により持ち込み料が変動いたします。

**別表第1** 宿泊料金等の算定方法（第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係）

		内 訳
払宿 う泊 額ベ 客 きが 総支	宿泊料金	① 基本宿泊料
	追加料金	③ 飲料及びその他の利用料金
	税金	イ 入湯税 ロ 消費税

備考) 税法が改正された場合は、その改正された規定ものとする。

- 基本宿泊料は、別紙に掲示する料金表によります。
- 子供料金は小学生以下に適用し、小学4年生～小学6年生は、大人料金の70%、小学1年生～小学3年生は大人料金の50%、2才～6才は、大人料金の40%をいただきます。  
0才～2才の食事なし寝具なしのお子様（寝具のみの提供は、ありません）は、1,100円いただきます。

**別表第2** 違約金（第6条第2項関係）

		契約解除の通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	2日前	3日～7日前
契 約 申 込 人 数	一般 14名まで	100%	100%	70%	50%	30%
	団体 15名以上	100%	100%	70%	50%	30%

- パーセント（%）は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分（初日）の違約金を収受します。
- 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる）にあたる人数については、違約金は頂きません。
- 繁忙期（正月・ゴールデンウィーク・お盆）に関しては宿泊日の40日前より100%。

（抜粋）

鹿児島県旅館業法施行条例

第5条：宿泊を拒むことができる事由

- 法第5条第3項の条例で定める事由は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - 宿泊しようとする者が、泥酔者又は言動が著しく異常な者で、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。
  - 宿泊しようとする者が、身体又は衣服が著しい不潔であるために、他の宿泊者に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。